

令和4年第12回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年12月26日 午後2時00分から午後3時8分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	欠員	—					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第12回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 高橋 光行 委員 黒川 英巳

11. 議決事項及び議事の要領

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は赤尾の畦井、ほか10筆です。地目は田で地積は合計で9,478㎡です。

譲受人及び譲渡人、譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 高橋委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、3人おり、市内、鶴ヶ島市、愛知県在住です。これらの土地は、埼玉県農林公社に貸し出されており、譲受人が借りて耕作しています。譲渡人は、今後も耕作できないということから、譲受人へ譲渡することとなったということです。ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第49号については許可と決定します。

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の西谷ツです。地目は畑で地積は120㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は中小坂の前林です。地目は畑で地積は238㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は石井の宿山、ほか4筆です。地目は田で地積は合計で357.3㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件については、当初、農地法第5条による申請で出されましたが、内容が第4条による申請ではないかということで、川越農林振興センターに問い合わせを行いましたところ、過去に同様のケースがあるとの回答を得て、第5条による申請として受け付けました。

この案件については、転用面積が3,000㎡以上あることから埼玉県農業会議の常設審議会に付議しなければならないこととなっています。その事務局へ関係資料を送ったところ、第4条による申請ではないかという意見があり、その後、埼玉県農業会議、埼玉県の本庁、川越農林振興センターで協議を行った結果、第4条による申請で、という結論になりました。

その後、申請人に連絡し、第4条による申請で受け付けたところですが、従いまして、この案件については、第5条の案件ではなく、第4条の案件として、この後、議案第53号において、審議いただくこととしますので、ご了承願います。

5番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は320㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農

地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 事務局から説明がありましたとおり、4番案件につきましては、議案第53号でご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

担当地区より説明をお願いします。

1番及び2番 三芳野地区 中里委員 3番 勝呂地区 野口委員

5番 入西地区 齊藤委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件の農地については、農業法人に貸し出されていましたが、農機の出入りができないため、あまり耕作されていなかったことから、今回、駐車場にするとのこと。小委員会では、転用はやむを得ないということであり、ご審議をよろしくお願いいたします。

2番案件の譲渡人は、相続によりこの農地を取得しました。しかし、取得後、譲渡人自身も体調を崩したとのこと。また、譲渡人の妻も体調がよくない状況です。小委員会では、転用はやむを得ないということであり、ご審議をよろしくお願いいたします。

委 員 3番案件の譲渡人は、北坂戸で飲食店を営んでいます。水田を4ha以上所有し、ひとりで耕作しています。この土地の北側に川が流れています。この土地は低く、雨が降ると北側と南側から水が入って、たまってしまい、農地としての利用が難しい状況です。小委員会では、転用はやむを得ないということであり、ご審議をよろしくお願いいたします。

委 員 5番案件の譲渡人は、相続でこの農地を所有することとなりましたが、作付けはしていません。自宅の前の畑で野菜を少し作っていますが、他の農地は、貸したり、娘夫婦により管理をしたりしています。譲渡人が高齢であることなどから小委員会では、転用はやむを得ないということであり、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第50号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第50号については許可相当と決定します。

議案第51号 農用地利用集積計画(案)について

議 長 議案第51号 農用地利用集積計画(案)について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1 2月分の農用地利用権設定申出は、すべて新規で一般分です。件数は31件、筆数は41筆、面積は合計36,362㎡です。合意解約は13,542.81㎡です。

令和5年1月1日設定後の利用集積面積は、合計3,134,348.13㎡となります。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第51号農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第51号については、原案のとおり決定します。

議案第52号 特定農地貸付けの承認について

議長 議案第52号 特定農地貸付けの承認について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、説明】

特定農地貸付けにより市民農園を開設する土地は、小沼の島崎で地目は畑で、面積は463㎡です。市民農園の概要は、区画数が15区画、区画面積は15㎡です。

また、特定農地貸付けの概要についてですが、「募集の方法は、「広報さかど」への掲載等により行う。選考の方法は、申込をした者の中から決定をする。申込者が定員を上回る場合には抽選を行う。貸付期間は4年間とする。適切な利用を確保する方法は、申請者自ら適正な維持・管理及び運営を行う。借受者が貸付条件に反する行為等をした場合は、契約を解除する。」となっております。

特定農地貸付けを行おうとする者から農業委員会に対して、特定農地貸付けの承認の申請があったことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づき、その承認を行おうとするものです。

議長 担当地区より説明をお願いします。

三芳野地区 高橋委員

（申請地の写真をスクリーンに映して説明）

委員 この申請地については、申請者の自宅の南側にあります。申請者は、数年前に新規就農者として就農しました。農地を多く所有していますが、農地を有効利用したいということで、自宅前の農地を市民農園として開設申請したとのこと。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。

委員 特定農地貸付けについて、坂戸市で今までに前例があったか。この法律の中で、貸付けをする者と市町村で協定を結ぶとあるが、協定は結ばれているのか。貸付期間が4年間となっているが、4年を経過した後は、どうなるのか。以上3点について、質疑します。

事務局 はじめに、市民農園の開設につきましては、現状では、坂戸市が開設しているものだけで、個人が開設するものは、初めてです。次に、協定につきましては、所管の農業振興課と申請者で協定が結ばれており、協定が結ばれた後に、農業委員会に対して、承認申請が出されております。次に、4年経過後はどうなるのかにつきましては、市が開設している市民農園と同様に公募を行い、利用者を募集することとなります。

議長 ほかにありますか。

委員 市民農園に市外から来るような人もいると思いますが、駐車場はこの特定農地貸付けの条件になるのでしょうか。

事務局 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律では、農地の特定貸付けだけを規定した法律です。今回のケースについては、申請者の自宅のすぐ近くに市民農園を開設するので、自宅を駐車場とすると考えられます。駐車場などの施設については、別の法律があり、休憩所、トイレなどは、それに基づいて設置されることとなります。

委員 担当地区の委員から駐車場の関係について補足しますと、宅地は十分に広く、駐車場の問題はないと思います。

議長 ほかにありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第52号特定農地貸付けの承認については、申請のとおり承認したいと思います。これを賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第52号については申請のとおり承認することと決定します。

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は戸宮の前谷、ほか5筆です。地目は畑で地積は合計で4,636㎡です。

申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は貸駐車場です。

現地調査の結果、申請地のうち、南側の土地については、草が若干伸びておりますが、駐車場になることにより、その状況は解消されます。また、北側の土地につきましては、農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
勝呂地区 小島委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 この場所は、若葉工業団地の外周から少し奥に入ったところです。工業団地の外周の周辺は、農地が駐車場となっている状況です。また、今回の申請地の南側は、太陽光発電施設として農地転用について、以前審議いただいた場所です。小委員会では、転用はやむを得ないということでありますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第53号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第53号については許可相当と決定します。

報告第14号 専決処分の報告について

議長 報告第14号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第14号ですが、今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出4件、第5条の農地転用届出3件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第12回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年12月26日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員